

裁判員経験者の意見交換会議事録

神戸地方裁判所

司会者

本日は、お忙しい中、裁判員経験者の意見交換会に御参加くださいます。誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めます神戸地方裁判所第2刑事部判事の増田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

裁判員経験者の皆様には、裁判が終わった後、アンケート等で御意見をいただいておりますが、今回はテーマを設けまして、それについての御意見をいただき、今後の裁判員制度の運用に生かしていきたいと思っております。

なお、本日は法曹三者からも御参加いただいております。まず最初に、神戸地方検察庁から平野検事に御参加いただいております。

平野検事

神戸地方検察庁の平野です。神戸地方検察庁は、捜査を担当する刑事部と公判を担当する公判部に大きく分かれています。私は公判部に所属し、本日司会をされております増田裁判長の部の公判を担当しております。本日は、裁判員経験者の皆様の貴重な御意見をお聞きしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

司会者

次に、兵庫県弁護士会から富田弁護士に御参加いただいております。

富田弁護士

弁護士の富田です。裁判員裁判は、現在係属中のものも含めて何件か経験しています。本日は貴重な機会だと思っておりますので、裁判員経験者の皆様の忌憚のない御意見をお聞きしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

司会者

最後に、神戸地方裁判所から富田判事に御参加いただいております。

富田判事

神戸地方裁判所の富田です。本日はどうぞよろしく申し上げます。

司会者

本日は、裁判員経験者の皆様から法曹三者へ、又は法曹三者から裁判員経験者の皆様へ適宜質問をしていただけたらと思いますが、ここで、本日の進行について説明させていただきます。まず最初に、裁判員経験者の皆様から裁判員裁判についての御苦勞等全般的な御感想をお聞きし、その後、本日のテーマ、大きく分けて二つありますが、量刑に関する審理、評議、判断と守秘義務について意見交換をさせていただき、その後、今後裁判員になられる方へのメッセージをいただいた後、報道機関からの質疑応答の時間を設けまして、途中10分間の休憩を挟んで午後8時10分頃に終了させていただく予定です。どうぞよろしく申し上げます。

では、早速、裁判員経験者の皆様から、裁判員裁判に参加された全般的な御感想をお聞きしたいと思います。

裁判員経験者2

裁判員裁判に参加して有意義だったと思います。深刻な事件の核心部分に触れることができ、世の中で実際に起こっていることを知ることができたのは良かったと思っています。

裁判員経験者3

私は、自分が裁判員に選ばれるとは思っていませんでした。それに、裁判員裁判はパフォーマンスだと思っていました。でも、実際に経験して、裁判にすごく興味を持つことができました。また、安易に事件を起こしたら大変なことになると周囲には話しています。

裁判員経験者4

裁判が終わった当初は、迷い悩んで疲れたという感じでしたが、それだけ本気に考えたということに満足感もありました。今は、良い経験になったと

思っています。

裁判員経験者 6

私は視覚障害があり，裁判所から届いた書面の内容を理解するところから苦勞しました。裁判員を経験して，一つの事件について，立場により加害者や被害者への思いなど考え方に違いがあること，裁判には温情があることが分かりましたし，事件に関心を持つようになりました。この歳で良い経験をさせてもらったと思っています。今後また機会があれば，前向きな姿勢で対応したいと思っています。

司会者

ありがとうございました。では，次に本日のテーマに入っていきたいと思っています。量刑の審理，評議，判断について，難しいと感じた点などについて率直な御感想をお聞きしたいと思います。審理では，検察官の論告，求刑，弁護人の弁論がありましたが，それらはどの程度参考になったか，審理は適切だったか，評議では，裁判官の説明や司会進行，評議時間等が適切だったか，判断が難しく感じたことはなかったかなど，御意見，御感想をお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 2

私が担当した裁判では多数の事件がありました。その中で一番重い犯罪について最高刑が決められていて，これだけ悪いことをしているのにこれだけの刑なのかと限界を感じました。また，無期懲役となった過去の裁判例を見せてもらいましたが，私が担当した裁判の事件よりもかなり惨いものでした。刑については，もっと段階的なものがあったら良いのではないかと思いました。

司会者

事件が多数で，どうやって刑を決めていくのか，その辺りは難しくなかったですか。

裁判員経験者 2

その辺りは難しく感じませんでした。

裁判員経験者 3

量刑の評議では、裁判官から順序立てて説明があり、過去の裁判例もあり、難しく感じませんでした。ただ、刑の決め方については、法律で決まっているので仕方ありませんが、幾つかの事件の中で、私が重大だと思っていた覚せい剤事件の刑が軽くて、その取扱いについて、私の気持ちの中ではすっきりしないものがありました。

裁判員経験者 6

量刑の評議では裁判官から詳しい説明があり、自分も納得することができました。ただ、私も、覚せい剤事件については、いろんな事件に発展する可能性があるのに刑が軽すぎると感じました。

裁判員経験者 4

量刑については、裁判官から詳しい説明があり、過去の裁判例も解説してもらって、難しかったという印象はありません。量刑の評議では、裁判官からの説明の後、一晩落ち着いて考えて、翌日に意見交換をしたというのは良かったと思います。ただ、悩んだのは、執行猶予を付けるかどうかという点です。執行猶予になれば判決の日に釈放されるので、執行猶予なら何も刑に服さないことになるという印象があり、執行猶予を付けるかどうか悩みました。

富田弁護士

執行猶予は無罪放免ではなく、前科になるし、資格が制限されることもあり、執行猶予が取り消される場合もあります。裁判官から、その辺りの説明はどのくらいありましたか。

裁判員経験者 4

それについては裁判官から丁寧な説明がありました。しかし、刑務所に入

ると、ハンディを負いながらも直ぐに釈放されるのとでは差がありすぎる
と思いました。

司会者

評議の際の裁判官の説明ですが、被告人の行為に対する責任が原則だとい
った量刑の基本的な考え方等を含めて、裁判官の説明は適切でしたか。また、
評議の際に示された過去の裁判に関するデータはどうでしたか。

裁判員経験者 2

私は、過去のデータを見せてもらって、無理な量刑はできないなと思いま
した。それについては裁判官の誘導にも思えなくはないですが、この点につ
いては、裁判官から、これ以上は誘導になるのでこの辺りで止めますという
話がありました。

司会者

過去のデータを見せてもらったということですが、過去のデータを見なく
ても量刑の判断をすることは可能だったと思いますか。

裁判員経験者 2

それは不可能だったと思います。最初はどれだけ重い刑を科しても償えな
いと思っていましたが、過去のデータを見せてもらい、説明をしてもらって、
冷静に判断ができたと思っています。

司会者

裁判官から、行為に対する責任という説明はありましたか。

裁判員経験者 2

はい、ありました。説明の内容はよく分かりました。

裁判員経験者 3

私は、過去のデータがあったので、限られた時間の中で判断できたのだと
思います。過去のデータを示されると、裁判官から方向性を決められている
感じもしましたが、何ものなければ評議は進められなかったと思います。それ

は裁判官だけで行う裁判でも同じだと思います。

裁判員経験者 4

私も、裁判官から過去の裁判例について説明がなければ判断は難しかったと思います。また、過去の裁判例との公平性も必要だと思います。私が担当した裁判の裁判官は、刑の重い裁判例と軽い裁判例を示して、この事件は重い方か軽い方かという議論をして皆の意見をまとめていき、評議を上手く進めてくれたと思います。裁判官が誘導したという感じはありませんでした。

裁判員経験者 6

私の場合も過去のデータについて丁寧な説明があり、刑の傾向がよく分かり、分布図のようなものが頭に浮かびました。それを基に判断ができたと思っています。

司会者

評議の席で、裁判員の方に対して量刑の考え方やデータについての説明をする意義について富田判事から説明してもらえますか。

富田判事

裁判員の方は一生に一回裁判員を経験するかどうかで、担当された事件が重いか軽いかをつかみにくいと思われれます。それをつかみやすくしていただくため、事件の種類ごとに過去の客観的なデータを示しているのです。このデータベースは最高裁判所が作成したもので全国共通のもので、このデータベースは裁判所だけでなく、検察官や弁護人も見ることができ、裁判員の方に示すデータは、検察官や弁護人にも示しています。

次に、量刑の考え方についての説明ですが、量刑を決めていただく際の基準、人を基準とするのか行為を基準とするのか、その基準によって量刑は異なると思いますが、法律が定めている基準から説明しています。

司会者

裁判員の方に示しているデータからは個々の事例の比較は不可能で、大体

の傾向しか分からないデータとなっており、それを前提に判断していただいたということですね。

裁判員経験者 2～6

はい、そうです。

平野検事

評議の際、裁判員の方は量刑の分布を参考にしていると認識していますが、過去の裁判例の個々の事例が気になったということはありませんでしたか。

裁判員経験者 2

同種の事件でどれだけのことをしているのか、個々の案件に目がいったこともありましたが、近いものについて裁判官から提示されることはありませんでした。全体的には分布で判断した方が大きかったと思います。

裁判員経験者 3

裁判官からは、量刑の分布や範囲を示されたと思います。

裁判員経験者 4

量刑の分布と事案の両方を見ました。刑が軽いものはこれくらい、重いものはこれくらい、その事案はこういう事案で、それを前提とすると今回はどうかということと考えやすかったと思います。量刑の分布と個々の事案とどちらかが欠けると判断しにくかったと思います。

裁判員経験者 6

私は自分だけの判断ではなく、近い事例のものを参考に判断したいと思っていました。ある程度はそれを示してもらったと思っています。

司会者

ありがとうございました。では次に、検察官の論告、求刑、弁護人の弁論、事案によっては弁護人の刑についての意見があったと思いますが、それらが評議に役立ったかどうか御意見をお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 2

検察官の資料と弁護人の資料の両方を参考にしました。ただ、検察官の資料は丁寧に作られていて見やすく、求刑に意思の力を感じましたが、弁護人の資料は誤字も多く簡素で読みにくく、本当に弁護をする気があるのかなと感じました。

裁判員経験者 3

検察官、弁護人とも流れがまとめられていて、分かりやすかったと思います。

裁判員経験者 4

資料が分かりにくかったということはありませんでした。検察官はドライで厳しく、弁護人はウェットで更生に期待するというもので、その狭間で悩むのが本質だと思い、参考になりました。

裁判員経験者 6

私は耳から聞くだけでしたが、検察官、弁護人ともゆっくりきちんとした説明で、よく理解でき、判断材料にすることができました。

平野検事

検察官の求刑の根拠ですが、こういうことも言ってもらったら分かりやすかったということはありませんか。

裁判員経験者 2

内容が凶悪で、求刑に違和感はありませんでした。問題はなかったと思います。

司会者

なぜその求刑にしたのか、検察官から説明がありましたか。

裁判員経験者 2

はい、情状が悪いとか、婦女暴行のあとにひったくりの余罪があるとか、罪の意識がないといった説明がありました。

裁判員経験者 3

検察官の論告，求刑はよく分かりました。求刑の根拠も理解できました。

裁判員経験者 4

検察官の論告，求刑は理解できたと思います。やったことの計画性，影響といった項目を積み上げて，最後にまとめて求刑があり，分かりやすかったと思います。

司会者

やったことの悪質性からなぜこの求刑となったか，そのつながりについて説明がありましたか。

裁判員経験者 4

それについても説明があったと思います。反省不十分といった説明があり，納得できました。

裁判員経験者 6

その点についても問題はなかったと思います。よく分かりました。

富田弁護士

被告人が罪を認めている事件について，弁護人が刑について意見を述べましたか。述べたとすると，それはどのくらい参考になりましたか。

裁判員経験者 2

弁護人は情状酌量を求めただけで，刑についての意見はありませんでした。

裁判員経験者 3

弁護人から刑について具体的な数字が述べられましたが，それについて違和感はなく，評議では参考にしました。

裁判員経験者 4

弁護人から具体的な数字は述べられず，執行猶予を求めるということだけでした。それも争点の一つだったので参考にしました。

裁判員経験者 6

弁護人から刑の年数が示されましたが，違和感はありませんでした。評議

では判断材料になりました。

司会者

ありがとうございました。では次に、審理について御意見をお聞きしたい
と思います。裁判員裁判では証拠を絞って分かりやすく裁判員の方に示して
いるつもりですが、量刑が問題となっている裁判における審理では適切だっ
たでしょうか。不十分なことはなかったでしょうか。

裁判員経験者 2

過不足はなかったと思います。

司会者

証拠書類がほとんどだったと思いますが、その内容はよく分かりましたか。

裁判員経験者 2

はい、写真もあり、よく分かりました。

裁判員経験者 3

証拠は十分だったと思います。

司会者

どんな証拠が決め手になったとか、そういうことがありましたか。

裁判員経験者 3

現場の防犯ビデオがありました。

司会者

防犯ビデオで一目瞭然だったということですか。

裁判員経験者 3

そうだったと思います。事件の内容は十分理解できました。

裁判員経験者 4

証拠は十分だったと思います。

裁判員経験者 6

特に問題はなかったと思います。

司会者

防犯ビデオの内容は理解できましたか。

裁判員経験者 6

はい、防犯ビデオの内容についてゆっくり説明してもらい、よく分かりました。

平野検事

被害者の人となりは気になりましたか。気になったとすると、どのような証拠があったらよかったと思いましたか。

裁判員経験者 2

被害者のことは気になりましたが、性犯罪の被害者だったので、それ以上のことを追及しようとは思いませんでした。

裁判員経験者 3

被害者は法廷に出てきませんでした。性別や年齢でイメージはできたので、問題ありませんでした。

裁判員経験者 4

わいせつ事案で被害者のプライバシーに配慮されていたので、被害者の人物像は示されませんでした。被害状況が細かく示されていたので、問題はありませんでした。

裁判員経験者 6

法廷で、被害者に自分の声で話してほしいと思ったこともあります。

司会者

それは、被害者からも話を聞きたいし、それを聞いた加害者の反応も見たいということですか。

裁判員経験者 6

はい、そうです。

司会者

関係者の人となりを詳しく知らないと言刑判断は難しいということはありませんか。

裁判員経験者 2

それに越したことはありませんが、経歴等でも判断できると思います。

裁判員経験者 3

事案にもよりますが、強盗致傷では、被害者の怪我の程度の方が重要なので、被害者の人となりを詳しく知らなくても判断できると思います。

裁判員経験者 4

被害者が被告人に肉声で伝えるということは重要だと思いますが、被害者の人となりは特に必要だとは思いませんでした。被告人については、法廷で様子を見ており、それは判断の重要な要素だったと思います。

裁判員経験者 6

視覚に障害があり耳から情報を得る者にとっては、証人等、法廷でのやりとりで聞き取りにくい部分があったので、何らかの方法で声を大きくしてほしかったと思います。

富田弁護士

裁判員経験者 2 番の方が担当された裁判では、事件数が多く、被害者の調書も多かったと思いますが、その内容は分かりやすかったですか。

裁判員経験者 2

時系列の混乱はありましたが、事件を混同することはありませんでした。

司会者

ありがとうございました。では次に、守秘義務について御意見をお聞きしたいと思います。守秘義務が負担になっていないか、裁判後の生活に影響はないかという点はどうでしょうか。

裁判員経験者 2

公開の法廷で明らかになった事実については守秘義務はないので、人に話

すときはそれを中心に話しています。なぜそうなったのかと聞かれたら、守秘義務があるので話せないと答えています。守秘義務について、特に問題はありません。

裁判員経験者 3

裁判の話をするときは気にしていますが、そこまで細かい話をしたことがないので、生活をする上での負担はありません。

裁判員経験者 4

最初は守秘義務の範囲がよく分かりませんでした。パンフレットを読んだり、裁判官からの説明を聞いたりして理解できたつもりです。守秘義務について気にはしていますが、負担はありません。

裁判員経験者 6

裁判の後、ラジオで話をしましたが、守秘義務が問題となるようなことはありませんでした。守秘義務について負担はありません。

司会者

ありがとうございました。では、今後の裁判員制度の運用に生かしていきたいと思いますので、法曹三者やこれから裁判員になられる方へのアドバイスをお願いしたいと思います。

裁判員経験者 2

裁判員に選ばれて丸一週間拘束され、仕事も厳しいことがあってきつかったし、資料を読み返すのも気分が悪くなるような事件でしたが、経験は大事だと思いました。世の中で起こっていることが見えてきますし、犯罪の裏側とかも見えてくるので犯罪予防になると思います。裁判員制度について悪く言われていることもありますが、私は裁判員を経験して後悔していません。他の方にも是非経験してほしいと思います。

裁判員経験者 3

是非積極的に参加してほしいと思います。

裁判員経験者 4

刑事裁判は国の権限を行使する重たいものですが、裁判員制度は一般の人の常識を裁判に反映させるものなので、肩の力を抜いて臨んだら良いと思います。一つの事件に真剣に向き合うのは疲れましたが、裁判官と裁判員が一つのチームになり一つの結論に向かって行くという経験は人生の財産になりました。また、検察官や弁護人の話を聞いたりして、裁判を身近に感じるようになりました。良い経験になったと思っていますので、他の方も是非経験してほしいと思います。

裁判員経験者 6

ラジオで体験談を話す機会がありました。私は、裁判所は温かく感じたので、ラジオでそのことを話しました。その放送の後、裁判所から書類が来たら障害があるので断ってしまおうと思っていたが、考えを変えようというメールがラジオ局に来ているようです。障害者が裁判員裁判に参加しようと思ってくれたのは良かったと思っています。ただ、裁判所の書類は健常者の書類になっています。字を書けない者もいるので、代筆者の欄も設けてほしいと思います。

司会者

ありがとうございました。意見交換はここまでとさせていただきます、傍聴されている報道機関の方々との質疑応答に移りたいと思います。

記者

この意見交換会の感想をお聞かせください。

裁判員経験者 2

かなり緊張しました。もう少しフランクかなと思っていましたが、かなり肩が凝りました。

裁判員経験者 3

同じです。意見交換会という感じではなかったと思います。

裁判員経験者 4

質問されることなどを事前に教えてもらっていたら良かったかなと思います。

裁判員経験者 6

裁判より今日の方が緊張しましたし、難しく感じました。

記者

裁判員を経験されて、裁判員制度について改善してほしいことや要望はありますか。

裁判員経験者 2

性犯罪の事件では、裁判員の男女比を考慮できるようにならないかと思いました。

裁判員経験者 3

午前に裁判員に選任されて、午後から裁判が始まりましたが、できれば選任の翌日から裁判を始めてほしかったと思います。気持ちが落ち着かないうちに裁判が始まり、最初は必死に話を聞いていました。

裁判員経験者 4

私の場合は裁判員に選任されて、その翌日から裁判でしたが、選任では30人くらいの候補者の方が予定を調整して裁判所に来ていて、選任の結果、20人以上の方の調整が無駄になっていました。裁判員を選んだ後、ある程度の期間を空けてから裁判を始めるという工夫があっても良いのではないかと思います。

裁判員経験者 6

裁判員を選ぶ日と裁判が始まる日をずらしたら良いと思います。

記者

裁判が長期になる場合は裁判員裁判から除外したらどうかということが話題になっていますが、それについてどう思いますか。

裁判員経験者 2

長期は厳しいと思いますが，裁判員制度は必要だと思います。長期になるのなら，辞退について候補者に選択の幅を持たせてほしいと思います。

司会者

時間になりましたので，これで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。